

## ○輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱

輪之内町告示第 64 号

令和 4 年 8 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民が安全に、かつ安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、土地の利活用を促進するため、町内に存する空家等の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて輪之内町補助金等交付規則（平成 20 年輪之内町規則第 20 号）に定めるもののほか、輪之内町空家等除却支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「特措法」という。）に規定する空家等及び町長が空家と認める建築物をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に定めるものをいう。
- (4) 所有者 空家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳等）に所有権を有する者として登録されている個人をいう。
- (5) 工作物等 建築物のほか、ブロック塀、擁壁及び植栽等をいう。
- (6) 管理不全な状態 次のいずれかの状態にあるものをいう。
  - ア 建築物、その他の工作物等が倒壊し、又はその建築材料が脱落し、若しくは飛散することによって、人の生命、身体又は財産に係る被害を生ずるおそれがある状態
  - イ 草木の著しい繁茂又は害虫の発生等により、周辺的生活環境の保全上支障を生じるおそれがある状態
  - ウ 不特定の者が容易に侵入することができ、犯罪を誘発するおそれがある状態

(助成金交付対象者)

第 3 条 助成金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家等の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から助成金を受け  
ることについて同意を受けた個人（以下「所有者等」という。）
- (2) 輪之内町暴力団排除条例（平成 23 年輪之内町条例第 17 号）第 2 条第 1  
号から第 3 号までに該当していないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

2 助成金の交付対象となる者は、対象となる空家等 1 件につき 1 人とする。

(助成金交付対象工事)

第 4 条 助成金の交付対象となる空家等の除却工事（以下「助成対象事業」とい  
う。）は、空家等が所在する同一敷地内（隣接する同一所有者の敷地を含む。）  
のすべての建築物及び工作物等を除去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成金交付対象  
工事としない。

- (1) 不動産売買、不動産貸付又は駐車場貸付を業とする者が当該業のために  
行う工事
- (2) その他町長が適当でないと認める工事

(助成対象空家等)

第 5 条 助成金の対象となる空家等は特措法第 2 条第 2 項に規定する特定空家  
等及び管理不全な状態又は管理不全な状態となるおそれのあるその他の空家  
等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に存する空家等で個人が所有するもの
- (2) 空家等に所有権以外の権利が設定されていないもの
- (3) 公共事業による移転等の補償対象でないもの

(助成金額等)

第 6 条 助成金額は、前条の特定空家等にあつては、助成対象事業に要する経  
費の 2 分の 1 の額であつて、40 万円を超えないものとする。また、その他の  
空家等にあつては、助成対象事業に要する経費の 3 分の 1 の額であつて、30  
万円を超えないものとする。

2 助成金の額に、1,000 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てる  
ものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業の着手前に輪之内町空家等除却支援事業助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 申請者が所有者及び相続人以外の場合は、前項の申請書に輪之内町空家等除却支援事業助成金空家除却及び申請同意書（様式第3号）を併せて提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、かつ管理不全な状態の有無等による周辺生活環境への影響度を判定する空家等の現地調査を行い、その結果を、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付（不決定）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(助成対象事業変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、申請内容の変更又は助成対象事業を中止しようとするときは、速やかに輪之内町空家等除却支援事業変更承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(変更交付等決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、かつ必要に応じて現地調査等を行い、その結果を、輪之内町空家等除却支援事業変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 助成対象者は、助成対象事業が完了したときには、当該助成事業完了の日から起算して30日を経過する日又は助成金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに輪之内町空家等除却支援事業助成金実施報告書（第7号様式）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(額確定等)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、かつ必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、輪之内町空家等除却支援事業助成金確定通知書(第8号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(助成金交付)

第13条 助成金の交付は、前条の規定により助成金の額を確定した後に行うものとする。

2 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付請求書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

(助成金返還等)

第14条 町長は、助成金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付取消通知書(第10号様式)により通知し、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

輪之内町空家等除却支援事業助成金交付申請書

輪之内町空家等除却支援事業助成金の交付を受けたいので、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

|         |   |
|---------|---|
| 空家の所在地  | 輪之内町 番地   |
| 空家の所有者  |   |
| 所有者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 同意を受けた者<br><input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 工事予定期間  | 年 月 日 ～ 年 月 日   |
| 交付申請額   | 円   |
| 除却工事費   | 円   |
| 添付書類    | <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し<br><input type="checkbox"/> 空家等の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳等）<br><input type="checkbox"/> 輪之内町空家等除却支援事業助成金空家除却及び申請同意書（様式第2号）※所有者及び相続人ではない場合、他に共有者がいる場合等<br><input type="checkbox"/> 自らが対象者であることを証する書類等（戸籍謄本等）<br>※申請者が所有者である場合は不要<br><input type="checkbox"/> 工事内容及び金額等のわかるもの（見積書「内訳書」等）<br><input type="checkbox"/> 空家及び敷地の現況写真<br><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（ ） |

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

誓 約 書

輪之内町空家等除却支援事業助成金の交付申請及び請求に関して、次のとおり誓約します。

- 申請書類の記載内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 助成事業の実施により生じた問題については、輪之内町には一切迷惑をかけず、私が責任を持って解決します。
- 現地調査にあたり、空家の敷地に立ち入ることに同意します。
- 輪之内町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 町税等の滞納はありません。また、輪之内町が課税台帳等について照合を行うことに同意します。
- 輪之内町暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当していません。また、この申請に係る助成金の交付が暴力団を利するかどうか確認するため、輪之内町が大垣警察署長に申請者の住所、氏名等の情報を提供し、その意見を聞くことについて同意します。
- 売買、貸付等の業を目的とした除却ではありません。

申請者 住 所

氏 名

電話番号

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

同意者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

輪之内町空家等除却支援事業助成金空家除却及び申請同意書

私は、次の者が輪之内町空家等除却支援事業助成金の交付を申請するにあたり、当該空家等を除却すること及び申請者となることについて同意します。

|         |      |    |
|---------|------|----|
| 空家の所在地  | 輪之内町 | 番地 |
| 所有者との関係 |      |    |
| 交付申請者   | 氏 名  |    |
|         | 住 所  |    |
| 備 考     |      |    |

様式第 4 号（第 8 条関係）

番 号  
年 月 日

様

輪之内町長

輪之内町空家等除却支援事業助成金交付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった輪之内町空家等除却支援事業助成金について、下記のとおり決定（不決定）したので、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 交付決定額                             | 円 |
| 助成金交付申請に係る事項につき修正を加えた場合は、その内容及び理由 |   |
| 交付不決定の場合は、その理由                    |   |
| 備 考                               |   |



様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

輪之内町空家等除却支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた輪之内町空家等除却支援事業について、次のとおり変更したいので、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 空家の所在地          | 輪之内町 番地   |
| 変更等内容           |   |
| 変更等理由           |   |
| 助成金交付対象工事に要する費用 | 変更前 円<br>変更後 円  |
| 添付書類            | <input type="checkbox"/> 変更内容が分かる書類<br><input type="checkbox"/> 工事内容及び金額等のわかるもの※変更内容が費用に関する場合<br><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類<br>( ) |

様式第 6 号 (第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

様

輪之内町長

輪之内町空家等除却支援事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった輪之内町空家等除却支援事業について、下記のとおり決定したので、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

| 空家の所在地       | 輪之内町  | 番地 |
|--------------|---|----|
| 承認内容         | <input type="checkbox"/> 事業内容の変更を承認する。<br><input type="checkbox"/> 事業の中止を承認する。<br><input type="checkbox"/> 事業の廃止を承認する。<br><input type="checkbox"/> 申請を不承認とする。 |    |
| 不承認の場合は、その理由 |   |    |
| 交付決定額        | 変更前   | 円  |
|              | 変更後   | 円  |

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

輪之内町空家等除却支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた輪之内町空家等除却支援事業について、完了しましたので、輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 空家の所在地          | 輪之内町  |
| 助成金交付対象工事<br>期間 | 着手日 年 月 日<br>完了日 年 月 日  |
| 添付書類            | <input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し<br><input type="checkbox"/> 除却に要した経費の支払いを証する領収書の写し<br><input type="checkbox"/> 工事写真（竣工状況、工事中の分別解体状況など助成対象工事の内容が確認できるもの）<br><input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する処分証明書類<br><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類<br>( ) |

様式第 8 号 (第 12 条関係)

番 号  
年 月 日

様

輪之内町長

輪之内町空家等除却支援事業助成金確定通知書

年 月 日付けで交付を決定した輪之内町空家等除却支援事業助成金  
について、下記のとおり額を確定したので、輪之内町空家等除却支援事業助  
成金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

輪之内町長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

輪之内町空家等除却支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 第 号で助成金の額の確定通知があった輪之内町空家等除却支援事業助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

|       |                      |                 |                 |            |  |
|-------|----------------------|-----------------|-----------------|------------|--|
| 金融機関名 | 銀行<br>金庫<br>農協<br>組合 | 支店名             | 本店<br>支店<br>出張所 | 預 金<br>種 別 | <input type="checkbox"/> 普通<br><input type="checkbox"/> 当座 |
| 口座番号  |                      | (フリガナ)<br>口座名義人 |                 |            |  |

様式第 10 号（第 14 条関係）

番 号  
年 月 日

様

輪之内町長

輪之内町空家等除却支援事業助成金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した輪之内町空家等除却支援事業助成金について、下記のとおり取り消します。輪之内町空家等除却支援事業助成金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

|         |   |
|---------|---|
| 空家の所在地  | 輪之内町  |
| 取り消しの区分 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 |
| 取り消しの理由 |   |
| 備考      |   |